附　則

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条　地方税法施行令の一部改正）

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「いずれかに掲げる」を「いずれかに該当する」に改め、同条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二条　建築基準法施行令の一部改正）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第二号中「けた行が」を「桁行が」に、「けた行方向」を「桁行方向」に改め、同項第三号及び第四号中「けた行方向」を「桁行方向」に改め、同条第二項第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第百二十九条の十三の三第六項中「かご」を「籠」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第七項から第九項まで及び第十一項中「かご」を「籠」に改める。

第三条　学校教育法施行令等の一部改正）

次に掲げる政令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十二条の三の表備考第二号

二　工業用水道事業法施行令（昭和三十三年政令第二百九十一号）第一条

三　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）第五条の表二の項及び三の項

四　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の四第二十三号イ

五　政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第十二条第二号から第四号まで

六　船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）第一条第四号及び第三条

七　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十八条第五号

八　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第九条第一項第二号ただし書、第二項第一号イ及びハ並びに第二号並びに第三項第一号ロ、第二号ロ及び第四号ロからホまで並びに別表一の項ト及びチ並びに七の項へ、ト及びヌからヲまで

九　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）第四条第一項第二号

十　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第十二条第一項第二号イ及びロ

十一　がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第十二条第二号イ及びロ

十二　生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第百八十一号）第五条第一項第四号イからハまで

（関税法施行令の一部改正）

第四条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十条の二第一項第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第五条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七十二条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第七十五条から第七十七条までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第六条　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「燐化アルミニウム」を「りん化アルミニウム」に改める。

第五章の章名中「燐化アルミニウム」を「りん化アルミニウム」に改める。

第二十八条中「燐化アルミニウム」を「りん化アルミニウム」に改め、同条第一号ロ中「燻蒸」を「くん蒸」に、「昆虫」を「昆虫」に改め、同号ハ中「行なう」を「行う」に、「燻蒸」を「くん蒸」に、「昆虫」を「昆虫」に改め、同条第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「昆虫」を「昆虫」に改める。

第四十条の二第一項及び第二項中「自動車燃料用アンチノック剤」を「自動車燃料用アンチノック剤」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項中「内容積が千リットル」を「内容積が千リットル」に改め、同項第一号中「一万リットル」を「一万リットル」に改め、同項第二号中「ふた」を「蓋」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同項第三号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第五号中「二千リットル」を「二千リットル」に改め、同条第四項中「弗化水素」を「ふっ化水素」に、「内容積が千リットル」を「内容積が千リットル」に改め、同項第一号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第三号中「五千リットル」を「五千リットル」に改め、同項第四号中「二千リットル」を「二千リットル」に改め、同条第五項中「弗化水素」を「ふっ化水素」に、「千リットル」を「千リットル」に改め、同項第一号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第三号中「プラスチック製」を「プラスチック製」に、「プラスチック皮膜」を「プラスチック皮膜」に、「プラスチックは」を「プラスチックは」に改め、同条第六項及び第七項中「弗化水素」を「ふっ化水素」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第七条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第三項第二号及び第三号中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第六条の三第一項各号及び第十二項各号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十五条の十三の二第二項中「平成三十六年一月一日」を「令和六年一月一日」に、「平成三十五年分」を「令和五年分」に、「平成三十六年分」を「令和六年分」に改める。

第二十六条の三十三の見出し並びに同条第一項第一号、第四号及び第五号中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。